

昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達 —その4つの事例の検討—

米村佳樹

The Development of Day Nurseries for the Farming Seasons in Tokushima Prefecture
During the Early Showa Period : an Analysis of Four Caseworks.

Yoshiki YONEMURA

抄 録

昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達について、4つの事例に焦点を合わせて究明してきた。その結果、次のことが分かった。第一に農繁期託児所は児童保護と母性保護とともに作業能率の向上、学童の欠席防止などを目的に設置された。第二に託児所は小学校の女教師や婦人会の女性たちによって献身的に運営された。第三にほとんどの農繁期託児所では3歳から6歳までの幼児を受託していた。乳児保育については2カ所で実施されていた。例えば、正信保育園では、母親が一日に2回来所して母乳を与えるという条件で乳飲み子も受け入れた。第四に給食については、大代託児所で実施されていた。子どもたちが給食用にお米二合を持参した。第五には正信託児所は、昭和3年1月には地域の保育需要を満たすために季節制を附設した通年制の保育園になった。

キーワード：農繁期託児所、昭和前期、乳児保育、給食、学校託児所、徳島県

I. はじめに

ベルギーの首都、ブラッセルで開催された世界児童保護会議に出席した倉橋惣三は、異郷の地において、「日本の子ども」が頻りに恋しくなったという。こうした「日本の子ども」への思いもあったのか、帰国後の彼は、日本的と思われた「駄菓子屋の調査と紙芝居の研究と、もう一つ、農繁期託児所の唱道とに凝った」¹。その農繁期託児所は、大正末から昭和の初め、農村における繁忙期の人手不足を調整し、労働能率を向上させること、乳幼児を保護し、学童に教育を保障することを目的に寺院や小学校、婦人団体などによって設置されてきた児童保護施設であった。昭和5年に農繁期託児所の数は全国で2,519カ所であったが、昭和12年には日中戦争の影響もあって11,562カ所と飛躍的に増加した。食糧増産という国策を遂行する銃後の農村にとって託児所の設置は焦眉の課題であった。²

徳島県における農繁期託児所の発達については、

「昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達—その設置と県による奨励—」『四国大学学際融合研究所年報』（第1号、2021年）で、昭和前期の徳島県における農繁期託児所の設置状況と、県費補助と視察指導、託児事業講習会の開催、『農繁期託児所開設手引』の作成といった県による奨励に焦点を合わせて究明した。本稿では、本派本願寺、愛国婦人会、帝国農会といった中央機関や他県の学校における農繁期託児所の動向を踏まえながら、昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達について、その設置に尽力した寺院と愛国婦人会、農会、小学校による4つの事例の検討を通して明らかにしたい。

II. 寺院経営—正信保育園

1 本派本願寺と農繁期託児所

本派本願寺（西本願寺の別名）は社会の中心的存在として、保育事業に積極的に取り組んだ。なぜなら、「保育事業は全ての社会事業の根柢をなすもの

であって、子供を通して家庭の経済と結び、家庭の風俗と結び、家庭の浄化と家庭の改造に最も因縁の深い仕事である」³ という考えからであった。寺院が保育事業の対象としたのは、充分な設備と女中あるいは子どもの世話係などがある裕福な家庭ではなく、日々の生活に追われて我が子を世話する時間も教養もない困難を抱えた家庭の幼児であった。寺院は、繁忙期において家庭の邪魔者でしかない幼児の心身の発達を助長する保育を行うだけでなく、家庭の救助をめざした。⁴ 寺院が農繁期託児所を開設するねらいは、寺院と檀家との関係強化と、地主と小作人との階級対立の緩和であった。本派本願寺は次のように明言している。「農村の多忙な時機は、法務は閑でこの時機を利用して農繁期託児所を開設することは寺院と檀家の存在を強化する他、階級的対立の時代病の一つの緩和である」⁵ と。

寺院が農繁期託児所を設置する際に参考になる指針として、本派本願寺は、『保育の栞』（本派本願寺社会部、昭和3年10月）を刊行した。また、昭和3年には東京築地本願寺にて保育事業講習を開催した。講演題目は、後藤環爾「保育事業と宗教」、守屋栄夫「社会事業一斑」、倉橋惣三「保育概論」、久留島武彦「談話法」などであった。後藤環爾（本願寺執行）は、「我々が宗教家の立場として社会奉仕的の仕事をして戴き、将来の日本を背負ふて立つべき小さい子供を保育すると云ふことは、社会事業の中でも最も意義ある積極的な仕事ではなからうかと云ふことを痛切に感じて居ます」⁶ と述べている。

2 正信保育園

那賀郡今津村の正信保育園は、本派本願寺の系統下にあった由緒ある信行寺（1481年建立）に昭和2年6月に開設された。『本派本願寺社会事業便覧』によれば、昭和の初めの徳島県には、本派本願寺系の保育園には、正信保育園とは別に、明神幼児園（板野郡瀬戸町明神明泉寺、代表者 亙憲一）があった。本稿では、資料の関係から正信保育園を取り上げる。この便覧において、正信保育園が以下のように詳記されている。⁷

所在地：徳島県那賀郡今津村

設立：昭和2年6月1日

代表者・主任：住職 浅野文雄

概況：従業員3名、幼児定員第1部36名、第2部（農繁2期）無制限、在籍幼児数第1部35名、1日平均出席数32名、制限年齢第1部6歳より7歳まで、第2部生後200日より6歳まで、保育時間第1部6時間、第2部14時間、保育料（オヤツ代）第1部月50銭、第2部（オヤツ代のみ）日3銭、運動具、スベリ台、ブランコ、回転台、シーソー、バスケット等、楽器オルガン、健康診断、7月に1回、保護者主要職業 農業、附帯事業：産療院、児童園、図書部

経営 基金ナシ、土地ナシ 建物7間-3間1棟 2間-3間1棟

備品 種々、予算 1,820円

沿革：昭和2年6月1日 農繁期託児所として創設す。

昭和3年1月1日 通年制託児所として正信保育園と改称

昭和4年2月11日 内務省内園舎改築助成金500円を下附される。

昭和5年7月10日 園舎落成

信行寺の住職浅野文雄師は、常に農村社会事業に注目し、部落の地位向上と環境改善事業方面にすぐれた見識をもった教養ある若い仏徒であった。⁸ 彼が寺院を開放して同寺内に農繁期託児所を開設した動機や事業内容などについては、大阪朝日新聞（徳島高知版、「農繁期に子供を預る」昭和2年4月13日）と徳島毎日新聞（「社説 農村託児所の出現」「正信託児所新設」昭和2年4月13日）に詳しく紹介されている。

彼が農繁期託児所の開設に着手した社会背景には、徳島県の主な稲作地帯であった那賀郡における小作争議問題などがあった。それゆえ、彼は、労働能率増進と幼児の共同生活訓練、農繁期における学童休校防止とに加えて、農村労資問題、農村経済問題の融和調整等を趣旨として挙げて、昭和2年6月1日に正信託児所を開設した。

開設に先立って、町村民の理解を得るために同年4月6日に愛国婦人会茨城支部の各託児所を撮影し

た活動写真上演会と県社会課の前田社会教育主事の講演会を開催した。講演会には600名の町村民が参加した。一般の理解が進んだところで、いよいよ農繁期の6月1日から30日間と10月15日から11月10日までの25日間、午前6時から午後8時までの長時間、足手纏いの幼児を無料で保育し、乳飲み子も二回母乳を与えるという条件で預かるという規則を発表した。注目されるのは、顧問に町長、小学校長、農会長、青年団長を推薦し、地域の簡明者から協力を得ながら託児所経営を行おうとする姿勢が見られることであった。また、昭和3年1月1日には通年制託児所として正信保育園と名称変更を行い、季節制を併設していたことである。

経費は、村の予算も村農会の予算も確定していたので、初年度は私費で支弁した。託児所に必要な設備である積木、ブランコ、ゴム毯、絵本、食事道具、ブリキ皿、蓄音機などを調達した。保育料は一切徴収していない。これについて、本派本願寺は、「保育料を徴集しないからと云って決して恩恵的な態度に出でてはなりません」⁹と警告していた。

保母の適任者が見当たらず困り、最初はとりあえず浅野夫妻が協力して真心をもってその任に当たったが、大阪朝日新聞（「農繁期の託児所」徳島高知版、昭和3年6月7日）によれば、幸いのことに、その後、本願寺の女教師を勤めていた大分県出身の藤内ゆきえといふ娘さんが、正信保育園に来て、無報酬で献身的に保母として働いたという。正信保育園規則は、以下の通りであった。

正信保育園規則

- 第一条 本所は農繁期に於ける家庭労力の助長を図り併せて幼児の健全なる保育をなさしめ以て農村振興の一助たらしむるを目的とす。
- 第二条 本所は左の期間に幼児を収容するものとする。毎年6月1日より6月30日までの30日間、10月15日より11月10日までの25日間。但時宜により多少伸縮する事あるべし。
- 第三条 託児の募集は4月中に於いて之を行ふ。
- 第四条 入所すべき幼児は年齢3歳以上小学校に就学するまでの者とす。
- 第五条 入所希望者は書面又は口頭を以て申し出て

許可を受くべし。

- 第六条 保育時間は午前6時より午後8時までとす。
- 第七条 保育課程は遊戯、唱歌、談話、手技とす。
- 第八条 本所に左の役員並に顧問を置く。
(イ) 所長、経営者、(ロ) 保母、(ハ) 助手、
(ニ) 顧問、町長、小学校長、農会長、青年団長を推薦す。
- 第九条 保育料は一切之れを徴収せず。但し経費の関係上給付品費とし1人1日2銭以下を徴収する事あるべし。
- 第十条 昼食は各自持参するものとす。但し乳を必要とする幼児にありては毎日2回来所哺乳するものとす。
- 附則 入所者は医師の健康診断を受くるものとす。入所式は毎年5月31日、10月14日に之れを行ふ。退所式は所長之れを定む。¹⁰

Ⅲ. 愛国婦人会の経営一麻植郡西尾村分会農繁期託児所

1 愛国婦人会と農村託児所

愛国婦人会は、大正14年5月に茨城県支部に初めて農村託児所を開設すると同時に、大正15年には本部社会部編『農村託児所設置要項並ニ実施参考』という冊子を刊行して農村託児所の設置を監励した。この冊子では、都市の託児所のように農村の託児所も必ずしも季節的に限るべきものでなく、常設が理想であるという思いから農村託児所と称していた。農村託児所の目的は、農村児童の保護と母性保護の二つであった。農繁期の家庭は、どこも猫の手もかりたいほど多忙を極め、その間、幼児は、学校を休んだ兄姉の手に託され、あるいは路畔に放任された。畔路では乳を求めて泣く声、母を呼ぶ愛児の声があった。ちょっとした隙に川や堀に落ち、あるいは熱中症で一命を落とすといった痛ましい実話も数多く農村に伝わっていた。こうした悲惨な農村の現状を眼前にして、愛国婦人会は、農村救済策として農村託児所設置は急務であるとし、「農村児童を救へ、母性を護れ」と叫んだ。それは農村振興に資することでもあり、農村日本の平和な暁を迎えるためであった。¹¹

昭和元年に愛国婦人会の新潟、茨城、千葉、岩手

の4支部は率先して、婦人の手によって管内に農村託児所を50カ所開設した。その後も、農村託児所は、昭和2年に京都や埼玉、山口、神奈川、秋田、青森、香川、山形の府県支部で50カ所に開設されるなど多数に上り、昭和3年には全国で総計500カ所、昭和4年に761カ所、昭和5年には1,087カ所に急増した。¹²

2 愛国婦人会徳島県支部と麻植郡西尾村分会農繁期託児所

全国的な愛国婦人会の下部組織として愛国婦人会徳島県支部は、日露戦争中の1905年（明治38）に軍人遺家族や傷痍軍人などの軍事援護及び児童保護や罹災救助などの社会事業の遂行を目的に創設された。日露戦争後は軍事援護活動よりも社会事業に重点を移した。昭和15年11月現在、徳島県支部の会員は45,533名であった。地方では会員の社会的地位は全般的に高く、「一部上流婦人や有産婦人の会合」との批判を多く受けたという。¹³

愛国婦人会徳島県支部は、妊産婦保護事業や赤坊審査会などの社会事業の一つである農繁期託児所設置奨励について、以下のように記していた。¹⁴

夏秋農繁期ニ於ケル農業勞力ノ円滑ト、児童保護ノ為昭和8年以来託児所ノ設置奨励ニ努メ、新設託児所ニ対シテハ1カ所参拾円ノ補助ヲ支出シツツアリ。昨年度ニ於テ新設託児所拾カ所ヲ指定セリ。

この規定により、徳島県で昭和13年度6カ所、同14年度は10カ所が指定されて30円の補助金を受けて新設された。

愛国婦人会西尾村分会（会長：工藤マツ）も農繁期託児所の設置に取り組んだ。養蚕地帯である麻植郡西尾村には、すでに十力寺農繁託児所（昭和9年5月27日創立、十力寺積美会、収容児数20名）が存在していたが、もう一つ託児所を設けて養蚕家のお手伝いしてはという会員の意見を受けて、篤志家の寄附により昭和11年5月30日に農繁期託児所を設置した。

西尾村農繁期託児所は、養蚕期の一番多忙な時期に8日から10日間のみ開設された。収容人数は120名で、経費は162円である。子どもが多人数なのに経費はかなり少ない。保母や保育内容などの詳細は

不明であるが、こうした安上がりな保育施設では、子どもの十分な教育保障は望めなかったと思われる。注目されるのは、託児所では、親の多忙のためか汚れのひどい子どももいたので、衛生を考慮して1週間2回入浴させた。最初は恥ずかしがる子どももいたが、終りには風呂を催促するようになったという。出来れば提供したいという思いはあったが、給食はなかった。有力者たちから寄附について、開設時ならともかく、毎年になるとあまりいい顔をしなかったのも、寄付金集めは困難であった。経営主体が愛国婦人会西尾村分会ということもあり、婦人会長をはじめ幹部からの協力応援があった。とりわけ会長は、自分の使用人を託児所で毎日奉仕させていた。西尾村農繁期託児所は、昭和13年に朝日新聞社会事業団から優良なる農繁期託児所のひとつとして表彰を受けた。¹⁵朝日新聞社会事業団は、昭和4年以降、朝日新聞の通信局と府県当局を通じて優良な託児所に対して助成金と慈愛旗及び賞状を贈呈してきた。¹⁶

IV. 農会指導の例：板野郡大津村大代農繁期託児所

1 農会と農繁期託児所

帝国農会（明治43年創設）は、道府県の農会の指導・調査を行う中央機関として、農村生活の多方面にわたる改善を目指していた。昭和10年には農村の自覚に基く農繁期託児所の改善事例を道府県の農会に照会して蒐集し、安城仏教会託児所（昭和3年設置、愛知県碧海郡安城町）と飯田泉谷柿後両部落農会託児所（昭和3年設置、島根県大原郡春殖村）、長谷川宮麓小学校託児所（大正15年設置、秋田県鹿角郡宮川村）の実態を紹介し、農会による農繁期託児所の設置を奨励した。¹⁷

昭和12年に日中戦争が勃発したため、時局は農村に対して農業生産力の維持拡充、とりわけ食糧増産を要請した。この要請に応じて、農村は食糧増産に精励してきたが、日中戦争の長期化と太平洋戦争の勃発に伴い、労働者の不足という難題に直面した。主要な農業従事者であった青壮年男子の多くは戦線へ応召され、軍需産業へ労働力として吸収され、あるいは満州国へ移民として送り出されていた。農繁

期における労力不足は深刻であった。こうした労力不足を補い、食糧増産を達成するには二つの方法、すなわち労働強化と労働生産性の向上があった。だが、農村は日中戦争以降、すでに働く時間の延長をはじめ、年寄りや子どもたちの動員を行うなど、かなりの無理をしてきた。これ以上の労働強化は、農民の心身の健康を損なわせ、かえって作業能率を低下させる恐れがあった。とりわけ農村婦人の場合、出産率の低下、乳幼児死亡率の上昇という国家にとって最も大切な人的資源の確保と体位の向上に支障をもたらす結果を招きかねない。もはや残された選択肢は労働生産性の向上しかなかった。

こうして労働生産性を高めるに、共同作業が採り入れられた。この共同作業をより能率的に実施し成果を出すには、よりいっそう栄養食共同炊事と共同託児を一体的に計画し整備することが絶対必要であると認識された。帝国農会は、産業組合と協同して、労力政策と農村社会政策の一環として共同作業と共同炊事、共同託児所の普及指導に乗り出した。因みに帝国農会は、昭和14年に帝国農会編『農業共同作業と農繁託児所及び共同炊事：千葉県の事例』農業共同作業叢書第11輯を刊行した。農村婦人は、共同炊事場と共同託児所の併設により、農繁期において家事労働の重荷を軽減され、安上がりで栄養価の高い食事を与えられるとともに、後顧なく自分たちの時間と労力を食糧生産に傾注することができた。¹⁸

2 板野郡大津村大代農繁期託児所

徳島県の板野郡大津村大代においても、銃後における農村の活動として共同作業と共同炊事場、共同託児所が一体的に取り組みされた。その様子が以下のように岡閑の手記「先駆者としてのなやみ」の中に語られている。

戦時下、大津村の農村は食糧の確保という重大使命を課された。農村婦人も婦人の立場から今日の時局を認識し、少しでも国家に役立つことが求められた。婦人会長の岡閑によれば、農村婦人たちは、国家に役立つことを念願し、実践することを決意するとともに、婦人の分野を守るだけでなく男子の分野にも進出してきた。農会は、生産資材の不足、労働力不足という悪条件の中、農村の生産力向上のため、

部落の人々が協同で食糧増産に取り組む共同作業を推奨した。僅か18戸の大津村大代では応召者も多く、労力もとても少ないという地域事情もあり、全員が共同作業に賛同した。実際、昭和16年から農会の指導の下、田植から収穫、麦播から刈取といった仕事が共同で行われるようになった。農会は、農村の労力政策として、また保健的見地から、共同作業に栄養食共同炊事と農繁期共同託児所を有機的に連結させて運営しようとした。

折角共同作業をするのだから、一層共同炊事をしてはということが論議されたが、異論が噴出してなかなか合意が得られなかった。1年後、共同炊事の必要性についての農会による丁寧な説明を受けて、ようやく理解も深まり田植時に共同炊事が実施されるようになった。農繁期の共同炊事は、労力の節約、婦人たちの過労の防止に役立つだけでなく、家族全員の栄養改善に資するものであった。簡単な炊事場を婦人会長の家の庭に作り、そこで炊事と配給を行った。青年学校の女教師に作ってもらった献立表を標準にして、みんなで持ち寄った材料を使って、各隣組から1名ずつ選出された婦人たちが当番制で料理を作り、日に三度配給した。夕食は少し無理しながら会長と農会技師の妻の二人だけで切り盛りしたという。¹⁹

共同託児所については、共同炊事場に先立ってすでに開設されていた。その経緯を見ると、岡閑は、昭和11年に農会の大塚さんから大津村大代（現在の鳴門市大津町大代）に託児所の開設について相談を受けた。当初、彼女は託児所について農家の啓蒙が十分でないと感じたが、託児所の必要性を痛感し、学校の校舎を借用して託児所を開設した。案の定、農家の人々は、「主人が子供を見るから」とか、「自分の子供は人様の御世話にならぬ」「他人に見てもらっては心配でならぬ」と、様々な口実を述べて誰一人子どもを入所させなかった。折角開設したのに入所者が皆無なのは残念ということで、本来は対象でない付近の町人の家から10名ほど子どもを借り集めて10日間開設した。

2年目も農家の反応がなかったので、岡閑は3年目の開設は取り止めようとしたが、農家の理解が足

りないだけだと思い直し、思い切って開設した。日中戦争も3年目を迎え、ますます農家では働き手を失い、母親の過労もピークに達し、やっと託児所への理解が深まったためか、40名も幼児が集まった。その後、各部落に託児所が設置されるようになり、各方面から大津村の託児所の視察に来るようになったという。²⁰

託児所の経営は婦人の領分という考えのもと、大代婦人会の会員たちが一生懸命に協力をした。託児所は農繁期の春に10日、秋は15日位開設された。受託児童は元来3歳から6歳までであったが、乳児も預かって保育した。乳児の場合、子守が送り迎えをし、授乳については母親の所に連れていって母乳が与えられることになっていた。保育料については記載がないが、子どもたちは、午前6時（春）に来所、その時、米二合を袋に入れて自宅から持参した。お米は給食、つまり昼食と午前午後2回のおやつに使われた。給食は、青年学校の女教師が村中一律に作成している献立表を標準にして作った。保母の任に当たったのは小学校の教師であった。²¹

設備については、蚊帳や毛布、ブランコ、滑り台、ゆりかご、水槽、砂場等の保育用具が用意された。子どもの保健にも十分に配慮して身体検査を時々実施したり、時には医者による検診も行ったりした。岡閑は、「私どもは只婦人の立場から少しでも御奉公が出来ます事を念願致しまして其の日其の日を過ごして居るので御座います」²²と述べていた。

V. 教育後援会による経営—美馬郡郡里農繁期託児所

1 小学校に附設された農繁期託児所

農村小学校では、農繁期において乳児を背負い、あるいは幼児の手を引いて登校したり、子守のために欠席したり、早退したりする者が少なくなかった。それゆえ、乳幼児の保護のためだけでなく、学校の欠席を予防し、すべての小学生に対して十分な学習、教育を保障するためにも農繁期託児所の設置は急務であった。²³

町村民にとって身近な存在である小学校は、教員と設備など人的物的に有利であるという理由から、

農繁期託児所の設置場所として期待された。実際、小学校に附設されていた農繁期託児所は、昭和15年3月1日現在、全国で3,954カ所存在した。²⁴ 植村義一郎は、彼が校長を務めていた小学校に附設された学校託児所の開設動機や保育の実際などについて、その著書『託児所経営の理論と実際』（泰文館、昭和9年）の中で以下のように詳述している。

彼が学校託児所を開設した動機には、彼の勤務する小学校が養蚕を営む純農村にあり、農繁期託児所を担う有閑婦人も皆無であるため、寺院も婦人会も託児所を経営できないという地域事情があった。彼は言う、「数年来の深刻な農村不況に災されて幼児の生活が益々悲惨に堕ち行く惨状を目撃し、同僚一同之が救済方法につき研究を遂げた。結局、僅かに興へられた一週間の農繁期休校期を利用して之に充てることにした」²⁵と。こうして、昭和4年6月初旬に村民と保護者の理解を得て、農繁期休暇中の小学校とその設備を利用して、小学校教員総掛かりの学校託児所が開設された。

6月初旬は最も繁忙な春蠶上簇期であり、村内に唯一の託児所ということもあり、初年度に3歳から6歳までの幼児が約80名入所した。この80名を部落毎に4班に分け、4名の女教員が分担し、遊戯やお囃、その他行事の種類によって班別あるいは一斉に行われた。教員総掛かりということで、男教員も事務や行事進行をはじめ、慣れない手で給食の準備（米洗いから飯炊き、お握りやおかず作り、配膳配給まで）に当たったことはジェンダーフリーの観点から注目される。²⁶

当初、乳児保育は実施されなかったが、その必要性が痛感されて、過渡的なものとして最も簡単な方法によって乳児を受け入れ始めた。それは、託児所では哺乳をしない方法であった。つまり、家の手伝いをする必要のない小学生たちが小学校の裁縫室に集って子守奉公をする。保母はオムツを換えてやり、子守と一緒に乳児と遊ぶ。子守は交代でおんぶをしてやる。哺乳の時間になると、母親の場所へ連れて行き、哺乳してもらう。植村校長は、「此の簡単な乳児保育が乳児の生活を規則正しくし、家庭での危険防止や能率増進に可なり効果のある事を、保護者

たちから耳にしてゐる」²⁷と記している。

託児所の経費については、託児料として家庭から米一升を徴収する以外、当初は同僚の自弁や篤志家の寄贈によって賄っていたが、その後、経費の大部分は村の予算から支出されるようになったという。最後に、植村校長は託児所の開設によって、本来の目的を達成する以上に、村民との間でコミュニケーションが高まり、学校乃至教育を尊重する村民の気持ちが高まったこと、尋常一年入学児童が小学校の先生に馴染み、いくらかの団体訓練も受けて教育上効果が多いことを強調した。²⁸

2 美馬郡郡里農繁期託児所

小学校に附設されていた農繁期託児所は、当時(昭和15年3月1日現在)、徳島県ではわずかに3カ所あった。²⁹その3カ所のうち一つは、美馬郡郡里村の郡里農繁期託児所であった。

美馬郡郡里村では、大正初期に蚕の飼育熱が高まり、桑園が行き詰まっていた藍作地にとって代わり、養蚕業が副業として町内一円に広がった。昭和9年頃がその最盛期で、飼蚕戸数484戸になり、農家の主要な現金収入源になった。村の大部分は養蚕業に従事していたが、その余暇に稲作と郡里傘の製造を行っていた。³⁰毎年、稲作期と養蚕の五齢期(繭を作る時期)が重なるので、家中でんてこ舞い。発育盛りの幼児は足手纏いになり、保育の余暇などは全然なく、愛を拒絶された幼児の母を求めて泣く声は母親の悩みの種であった。これでは、将来国家を背負って立つ第二国民の幼児の将来が思いやられるという思いから、佐々木村長が小学校に鎌田孝市校長が赴任してきた昭和10年春に同村の社会教育委員会の少し残っていたお金を使って同校に農繁期託児所を開設した。経営主体は教育後援会で、校長が会長に就任した。鎌田校長によれば、最初、熱心な佐々木村長は幼稚園を計画したが、校舎も狭く経費もなかったので実現を見なかったという。³¹

郡里農繁期託児所は、毎年5月下旬から6月初旬にかけて約1週間と、養蚕地帯である関係上8月中旬に約1週間、郡里小学校校舎を利用して毎朝8時から夕方5時まで開設された。5歳から7歳までの幼児100余りを受託し、同校の全女教員が交代しな

がら4人で幼児の世話に当った。託児所は全村の親たちから感謝され、農繁期にはなくてはならぬ存在になった。受託児は年々増加し、昭和13年には170名の申し込みがあった。毎日、100名以上の幼児を相手に保母の任に当ったのは女教員であった。彼女たちは、若竹のように伸びる銃後の第二国民を束縛してはいけないという信念の下、農繁期という短時間ということもあってか、日課の時間割を定めず、遊戯や午睡、手工など自由な天地を開放して伸びやかな保育に努めたという。³²託児料は徴収しなかった。鎌田校長は、託児料の徴収について問われた際、「村ではたとひ一銭でも現金を出すことは非常に苦痛ですから料金を取ったら駄目です」³³と答えている。

託児所の大体のプログラムは以下の通りである。午前8時頃、幼児たちは大きなハート型の徽章を胸に保護者に連れられ登校した。朝の挨拶の後、先生から唱歌を教わったり、童話を聞いたりした。時にはレコードによって勇ましい軍国色豊かな行進曲を聞くこともあれば、ピアノに合わせて遊戯を楽しんだ。午前10時頃おやつとしてキャラメルやビスケットを食べた。正午になると、自宅に帰って昼食をすませ再び登校した。午後は手工や午睡。夕方保護者に出迎えられ帰宅した。³⁴なお、郡里農繁期託児所も、西尾村農繁期託児所と同様に朝日新聞社会事業団から優良農繁期託児所として表彰された。

農村小学校に附設されている農繁期託児所の利点は、農繁休業がある場合、教員も比較的手が空いており、子どもを世話する余裕があること、また、通所しやすい場所にあり保育用具も既に完備していることであった。それに加えて、鎌田校長も語るように、幼い子どもは小学校に憧れをもっているので小学校内にある託児所への入所を喜ぶこと、また小学校の先生と親しくなり、礼儀作法も覚え集団生活訓練も受けるので小学校への移行がスムーズになるといった利点もあった。³⁵

半面、郡里農繁期託児所では、5歳未満児が対象外であっただけでなく、昼食が問題だった。すなわち、前述したように、正午になると、子どもは自宅に帰って昼食をすませ、再び登校した。弁当持参で

も繁忙期の親にとって大変なのに、昼食時の送り迎えや家庭での昼食づくりは過重な負担であったにちがいない。この点、同じく小学校に設けられていた三好郡辻町の町営西井川託児所（代表、田岡牛平町長）は恵まれていた。そこでは、町から毎年30円補助金を得て、小学校で作ったものを利用して少ない経費で給食を実施していた。女教員が婦人会員に手伝ってもらいながら給食を担当した。³⁶

VI. おわりに

以上、昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達について、4つの事例に焦点を合わせて究明してきた。その結果、次のことが分かった。第一に全国的な本派本願寺や愛国婦人会、帝国農会の奨励の下、あるいは村長の主導の下で寺院や小学校などで設置された。その設立動機には若干の違いはあるが、農業生産の能率化と児童保護、母性保護あるいは学童の欠席防止であった。第二に託児所は保育や育児は女性の領分というジェンダーに縛られた考えの下、小学校の女教師や婦人会の婦人など女性の献身的な協力を得ながら運営された。第三に5歳から7歳までの幼児を対象にしていた郡里農繁期託児所を除き、3カ所の農繁期託児所は足手纏いの3歳から6歳までの幼児を受託していた。第四に設備や授乳など、色々な面で困難を伴う乳児保育は2カ所で実施されていた。板野郡大津村大代では、子守が送り迎えをし、母乳のために母親の所に連れて行くという条件付きで乳児も預かって保育した。正信保育園でも、母親が一日に2回来所して母乳を与えるという条件で乳飲み子も受け入れた。第五に給食については、板野郡大津村大代で実施されていた。子どもたちは、来所する時に昼食とおやつ用にお米二合を自宅から持参した。正信保育園では子どもたちが各自昼食を持参することになっていた。郡里農繁期託児所では、正午になると、子どもは自宅に帰って昼食をすませ、再び登校した。第六に正信託児所は、昭和3年1月には地域の保育需要を満たすために季節制を附設した通年制の正信保育園に改称した。本来、常設の保育所あるいは幼稚園の設置が理想であり、農繁期託児所はそれらの不足を補う臨時的な保

育施設であった。第七に板野郡大津村大代では、昭和16年からは農会の指導を受けて、戦局の長期化に伴う人的不足の中、食糧の増産という重大使命を果たすために、共同作業と共同炊事場、共同託児所が一体的に取り組みされた。

謝辞：本研究内容は、四国大学学際融合研究所での研究活動として得られたものである。ここに深くお礼申し上げます。

注

1. 倉橋惣三『子供讃歌』フレーベル館、昭和29年、161頁－162頁。
2. 船本数江『季節保育所指針』常盤書房、昭和14年、2頁－6頁。
3. 本派本願寺教務部社会部編『社会的中心としての寺院』、本派本願寺教務部社会部、昭和8年、18頁。
4. 同上書、4頁－18頁。
5. 同上書、16頁。
6. 本派本願寺社会部『保育事業概論』社会部叢書第4輯、本派本願寺社会部、昭和3年、5頁－6頁。
7. 『本派本願寺社会事業便覧』第五輯、本派本願寺社会部、昭和6年5月、29頁－30頁。
8. 「農繁期に子供を預る」大阪朝日新聞（徳島高知版）昭和2年4月13日。
9. 本派本願寺社会部編『保育の栞』本派本願寺社会部、昭和3年、19頁。
10. 「正信託児所新設」徳島毎日新聞、昭和2年4月13日。
11. 愛国婦人会本部社会部編『農村託児所設置要項並ニ実施参考』愛国婦人会本部社会部、昭和2年、1頁－4頁。浜野兼一「大正期における愛国婦人会茨城支部の農村託児所の展開と保育の内容に関する史的考察」淑徳短期大学部研究紀要、第59号、2019年。
12. 『愛国婦人会四十年史』愛国婦人会、昭和16年、463頁－464頁。
13. 佐藤正志「戦時体制の進展と徳島の農村女性」

- 四国地域史研究連絡協議会編『戦争と地域社会 - 慰霊・空襲・銃後 -』岩田書院, 平成23年, 95頁 - 96頁。
14. 『愛国婦人会徳島県支部第二回総会記念誌』愛国婦人会徳島県支部, 昭和15年, 58頁。
 15. 「農繁期託児所を語る」(大阪朝日新聞徳島版, 昭和13年5月13日)。船本数江, 前掲書, 125頁 - 130頁に掲載。
 16. 『農繁期託児所の経営法』朝日新聞社社会事業団, 昭和7年。
 17. 帝国農会調査部編『農村生活改善例』帝国農会, 昭和10年, 22頁 - 28頁。
 18. 帝国農会編『農業増産と部落農業団体の活動』帝国農会, 昭和16年, 5頁 - 6頁, 13頁 - 14頁。産業組合中央会編『農繁期に於ける栄養食共同炊事及び共同託児所の開き方』産業組合中央会, 昭和16年, 2頁 - 3頁。
 19. 同上書『農業増産と部落農業団体の活動』, 223頁 - 228頁。
 20. 同上書, 229頁。
 21. 同上書, 230頁。
 22. 岡閑「先駆者としてのなやみ」古瀬伝蔵編『戦ふ農村婦人: 報告書第一回』集文館, 昭和18年, 116頁 - 120頁。
 23. 浦辺史『学齢前児童の諸問題』扶桑閣, 昭和11年, 64頁 - 65頁。
 24. 文部省教育調査部『幼児保育に関する諸問題』文部省教育調査部調査資料第7輯, 昭和17年(復刻版, 湘南堂書店, 昭和56年), 38頁。
 25. 植村義一郎『託児所経営の理論と実際』泰文館, 昭和9年, 387頁。
 26. 同上書, 388頁 - 389頁。
 27. 同上書, 389頁 - 390頁。
 28. 同上書, 399 - 400頁。
 29. 文部省教育調査部, 前掲書, 37頁。
 30. 郡里町史編集委員会『郡里町史』郡里町史編集委員会, 昭和32年, 131頁, 292頁。
 31. 同上書, 132頁 - 133頁。
 32. 同上書, 132頁 - 133頁。
 33. 同上書, 127頁。
 34. 「母の悩みは解消, 伸びる第二国民」(大阪朝日新聞徳島版, 昭和13年6月26日), 船本数江, 前掲書, 133頁に掲載。
 35. 前掲「農繁期託児所を語る」129頁。
 36. 同上, 130頁。

ABSTRACT

The purpose of this paper is to clarify the development of day nurseries for the farming seasons during the Early Showa Period through an analysis of four caseworks. The result of study is followings.

First, day nurseries for the farming seasons were set up for the purposes of children and mothers protection, improvement of the working efficiency, prevention of school absences and so on. Second, day nurseries were devotedly operated by female teachers and women of ladies' club. Third, most day nurseries cared for children from three to five years of age. Infant care was practiced in two day nurseries. For example, Masanobu Day Nursery admitted babies provided that mothers came to day nursery twice a day to nurse them. Fourthly, Ooshiro Day Nursery served school lunch. Children took two cups of rice with them. Fifthly, Masanobu Day Nursery became full-seasons attached to nursery for the farming seasons in order to meet the increasing demands for day care January 1928.

KEYWORDS: day nursery for the farming seasons, Early Showa Period, infant care, school lunch, school nursery, Tokushima Prefecture